

(庶ろ-15-B)

平成25年3月26日

地方裁判所事務局総務課長 殿

横浜、さいたま、京都、名古屋、広島
福岡、熊本、札幌、松山

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

家庭裁判所事務局総務課長 殿 (大津、岐阜、鳥取)

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 池田 誠

期日進行管理プログラム（家事事件用）等用サーバ機の更新
等に伴う運用上の留意点について（事務連絡）

標記プログラム、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）及び調停委員出勤
管理プログラム（以下併せて「期日P」という。）用のサーバ機（以下「サーバ機」
といふ。）の更新等については、平成24年11月22日付け当課参事官事務連絡
によりお知らせしたところですが、この更新等に伴うサーバ機の運用における留意
点及び参考となる事項を、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

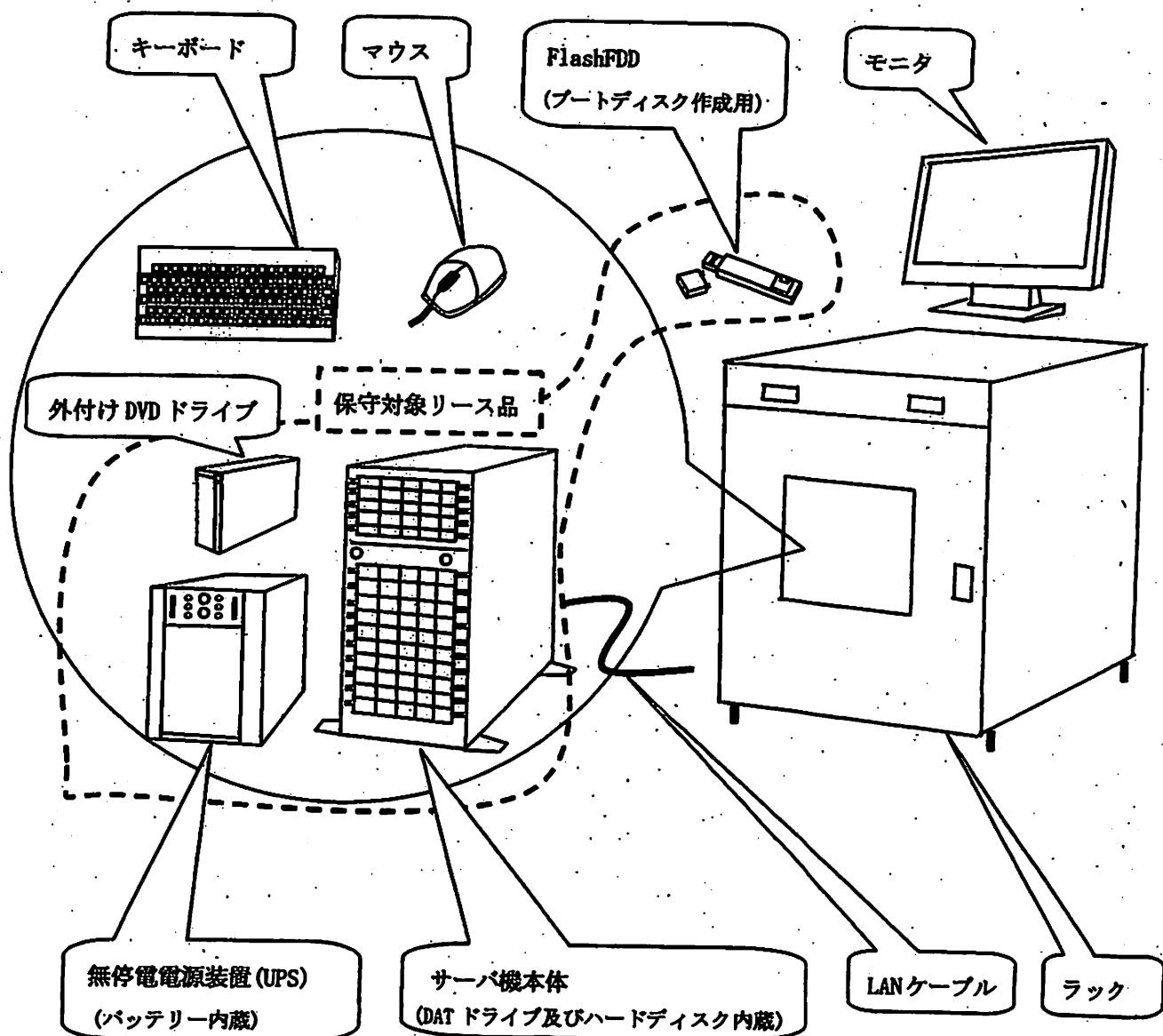
なお、別表記載の貴庁管内の対象庁に対しては、貴庁からこの事務連絡の内容を
周知してください。

(別紙)

サーバ機の運用について

1 サーバ機の構成

各庁に整備したサーバ機の構成は次のとおりであり、いずれもリース品である。



2 サーバ機の運用

(1) サーバ機の保守

サーバ機に障害が発生した場合、保守業者によるハードウェア保守を受けることができるため、その場合の対応方法は、次のとおりである。

ア サーバ機本体、無停電電源装置（以下「UPS」という。）、外付けDVDドライブ又はFlashFDDの故障であることが明らかである場合は、別添1の連絡先に電話で連絡する。

イ 上記ア以外の場合は、情報政策課情報処理第一係（5の問合せ先）に電話又はメールにて連絡をする。

(2) UPSのバッテリーの交換時における留意点

UPSのバッテリーは消耗品であるため、交換に当たっては、次の点に留意する。

ア バッテリーの寿命は2年半程度（各庁の電源環境により、短くなることがある。）であり、交換時期を迎えると、UPS本体前面の交換ランプが点灯するため、その際には、バッテリーの交換作業を行う。

イ バッテリーは各庁において購入する（UPS本体はリース品であり、各庁で購入又は交換をすることができないため、見積りの結果、仮にUPS本体を交換する方が安い場合でも、必ずバッテリーのみを購入する。）。

なお、交換後、用済みとなった旧バッテリーについては、各庁で隨時廃棄する。

(3) リース品の管理

前記1のリース品は、契約期間満了時に返還する必要があるため、各庁において廃棄等をしない。ただし、故障によりハードディスクを交換した場合の旧ハードディスクについては、旧ハードディスク内に事件データ等の個人情報が記録されていることから、保守業者へ引き渡すことなく、当係へ送付する。

(4) サーバ機再起動時の留意点

USBメモリ（FlashFDDを含む。）や外付けDVDドライブ等のUSB機器を付けた

まま再起動を行うと、正常に再起動できないため、それらを取り外した後に起動する。

3 サーバ機のバックアップ

サーバ機では、機器が災害等で破損した場合に備えて、ハードディスク内の情報のすべてをDATテープに自動バックアップしているため、次の事項に留意する。

期日Pを利用したバックアップについて

DAT テープから期日 P のデータを復旧させるためには、かなりの手間と時間を要することから、期日 P のデータベースのみが破損した場合に、速やかにデータを復旧させるため、期日 P のメニュー画面から行うバックアップも引き続き行う。

(1) サーバ機の継続稼働

[REDACTED] に自動でバックアップしているので、サーバ機のシャットダウンをしない。

(2) ブートディスクの作成

DATテープを利用してデータを復元するためには、DATテープだけでなく、DAT テープの情報を記録したブートディスクが必要となるため、少なくとも週1回、サーバ復旧手順書に従って、ブートディスクを作成し、DATテープとともに保管する。

(3) DATテープの交換

テープ毎に [REDACTED] のラベルを貼って、[REDACTED]

[REDACTED] のラベルに対応したDATテープにバックアップする。

(例) [REDACTED] に、「[REDACTED]」用のDATテープをDAT ドライブに挿入し、[REDACTED]

[REDACTED] に「[REDACTED]」用のDATテープをDAT ドライブから取り出し、[REDACTED]

[REDACTED] 用のDATテープを挿入して、これを [REDACTED] 繰り返す。

DAT テープの有効期限について

有効期限は、初回使用時から3年間であるため、有効期限が経過する前に、各庁で購入した上で適宜交換をする。

DAT テープの廃棄については、情報セキュリティの観点から、各庁において、消磁器により消磁をするか又はテープ等のシュレッダーにより粉碎して廃棄する。これらの方法により廃棄することができない庁については、情報処理第一係に送付して廃棄を依頼する。

(4) DAT ドライブのクリーニング

DAT ドライブ内のヘッド（バックアップするデータをDATテープに読み書きする部分）の汚れにより、DATテープへの読み書きができなくなることがあるため、1週間に1回の割合でクリーニングテープを使用し、DAT ドライブのクリーニングを行う。

なお、クリーニングテープは、摩耗等により徐々にクリーニング機能が低下するため、1年に1回を目安に各庁で購入した上で、適宜交換をし、交換前のクリーニングテープについては、各庁において廃棄する。

4 サーバ運用事例集

サーバ機について、これまでの運用において多く寄せられた質問や発生頻度の高い障害事例、留意すべき点等をまとめた運用事例集を、J・NETポータルに掲載しているので、必要に応じて確認をする（閲覧方法については、別添2のとおり）。

5 問合せ先

【情報政策課情報処理第一係】

電話番号：03-3264-8111（内線■■■）

夜間直通：■■■

メールアドレス：■■■

(別表)

サーバ機更新対象庁 (17庁)

家庭裁判所

No.	対象庁
1	鳥取家庭裁判所米子支部

簡易裁判所

No.	対象庁
2	東京簡易裁判所(墨田)
3	立川簡易裁判所
4	神奈川簡易裁判所
5	保土ヶ谷簡易裁判所
6	藤沢簡易裁判所
7	大宮簡易裁判所
8	大阪簡易裁判所
9	東大阪簡易裁判所
10	枚方簡易裁判所
11	京都簡易裁判所
12	名古屋簡易裁判所
13	広島簡易裁判所
14	福岡簡易裁判所
15	熊本簡易裁判所
16	札幌簡易裁判所
17	松山簡易裁判所

サーバ機新設対象庁 (2庁)

家庭裁判所のみ

No.	対象庁
1	大津家庭裁判所彦根支部
2	岐阜家庭裁判所大垣支部